

一般社団法人 交通工学研究会 受託規定

(目的)

第1条 交通工学研究会が外部からの受託によって、調査、研究、試験等の業務（以下「受託研究」という。）を実施する場合の基本的事項を定め、業務の適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(受託の諾否)

第2条 受託研究の受注の諾否は、研究委員会の審議を経たのちに会長の承認を得ることとする。また、理事会に報告するものとする。

(契約)

第3条 受託研究を受託したときは、契約書を作成し、委託者、受託者おのおのその1通を保有するものとする。

2. 契約書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 受託研究の名称
- (2) 受託研究の目的および細目
- (3) 受託研究の実施期間
- (4) 受託研究に要する予定経費
- (5) 前号の経費の支払条件および清算に関する事項
- (6) 契約の変更に関する事項
- (7) 成果品に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

(委員会)

第4条 本会は、受託研究を処理するため、必要に応じて、研究に必要な組織を設けることができる。

(見積書等の提出)

第5条 受託研究の契約に先立ち、見積書等の受託金額に係る書類を提出する必要がある場合は、事前に、会長の承認を得ることとする。

2. 見積りの積算は、次の方法により行う。

- (1) 交通工学研究会の「受託研究積算基準」に基づき算定する方法
- (2) 委託者の指示による方法

(成果)

第6条 受託研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、成果を発注者に提出するものとする。

2. 成果は、公開が可能な場合は、委託者と協議のうえ、公表することができる。

(前納金)

第7条 受注金額の納付は、原則として一括または分割、前納とする。

2 契約方式により、後納とすることができる。

(清算)

第8条 受託研究が完了し、第6条による成果を提出したときは、すみやかに受注金額の清算を行うものとする。

(帳簿)

第9条 交通工学研究会は、受託研究ごとに帳簿を備え付け、受託、契約等の年月日および受託金額出納の年月日、金額、その他必要事項を記録するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において行う。

2021年 4月1日 改定